

筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）
令和2年度海外学会等参加支援プログラム募集要項
（令和元年12月期募集）

海外で開催される国際学会、シンポジウム、研究集会（以下「海外学会」という。）へ研究発表のため参加予定の筑波大学（以下「本学」という。）の学生で、海外学会等参加支援プログラムによる支援金（以下「支援金」という。）の受給を希望する者（以下「支援学生」という。）は、下記により申請してください。

記

1 応募資格及び条件

応募資格は次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 令和2年4月1日現在、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍するとし、海外学会へ原則として2週間以内の期間参加する者。

ただし、学群学生は大学院進学を予定している者が望ましい。

なお、渡航期間又は申請時若しくは両方が休学中の者は申請できません。ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等（DDP等）を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生は対象となりません。

- (2) 前項の学生が海外学会へ参加して研究発表を行うことについて、所属する教育組織の長の承認を得られている者。
- (3) 参加する海外学会で、口頭発表、ポスターセッション（発表）など研究発表を必ず行うこと。

2 対象期間

原則として、参加する海外学会の開催期間は、令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間とします。

3 採用人数

令和2年度募集は300人程度を予定しています。

4 支援金の支給内容

支援金は、採択された用務に対して本邦を発着する旅費の一部として上限15万円とし、地域指定額（東アジア5万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州10万円、その他15万円）を支給します。

なお、筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）からの支援金のほかに、本渡航に係る支援金（奨学金を含む。）を申請している場合は、その旨申し出てください。

（注意）「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」からの支援金をもって海外留学を実施する場合、他の経費との併給は原則としてできません。ただし、指導教員等が本事業実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費（運営費交付金）、又は使用

可能な外部資金を旅費（学内で出張手続きをして使用できるもの）として合算使用することは妨げません。（外部資金を使用する場合は、使用目的等を十分に確認してください。）

また、「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」により支援される海外留学に、さらに学内外の奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択の辞退若しくは採択を取り消すものとします。

さらに、採択後に、辞退することとなった場合は、支給した支援金の全額を返納してください。

おって、採択後に、渡航中止や採択の取り消しなどにより手配済みの航空券や宿泊などの取り消しに係るキャンセル料が発生する場合は、大学の責に負う場合、天災、テロ事件その他止むを得ない事情による場合のほかは支給しません。自己都合による渡航取り止め、病気、怪我を負った場合などは、キャンセル料の支給の対象となりません。

外国人留学生のうち国費留学生が出身国で開催される海外学会に参加する場合は、帰国旅費支給と同等の旅費支給となるため支援金支給の対象となりません。

5 出願に必要な書類

支援学生の所属する教育組織の長は、支援学生が所属する教育組織で申請書を取りまとめ、複数の申請がある場合は、必ず推薦順位を付して次の書類を提出してください。

- (1) 海外学会等参加支援プログラム申請書（様式1）
- (2) 参加する学会等の開催日程を記した書類

支援金の受給を希望する学生は、事前に所属の教育組織の長（学類事務室、専攻事務室又は支援室など）に申請書（様式1）を提出してください。

6 出願書類提出期限及び提出先

教育組織の長は、出願書類を令和2年2月7日（金）17時までに支援学生の所属する教育組織の対応エリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院へ提出してください。

7 選考及び決定

学生を担当する副学長が、グローバル・コモンズ機構国際交流支援部門企画・審査委員会が行う書類審査の結果により選考を行い、採否については学長が決定後、支援学生の所属する教育組織の長へ通知します。

なお、採択後に、採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、決定を取り消すことがあります。（申請と異なる海外学会出席へ変更することはできません。）

8 その他

- (1) 出願書類の様式は、専用のウェブサイトからダウンロードが可能です。

(URL <http://www.tsukuba.ac.jp/students/go-abroad/scholarship.html>)

- (2) 支援学生は、所属する教育組織の長の確認を得て帰国後2週間以内に海外学会等参加支援プログラム報告書（様式2）を、支援学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院へ提出してください。
- (3) 海外渡航の際には、「海外渡航届」を必ず提出してください。なお、「海外渡航届」の提出がない場合は、支援金の支給を保留することがあります。

(4) 海外危機管理のうえから外務省安全ホームページにより渡航国の情勢について安全確認を行い、海外旅行登録「たびレジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険に必ず加入し、本学が年間基本料を負担している海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください。なお、海外旅行保険の例として、本学学生が加入している学生教育研究災害傷害保険（学研災）の付帯海外留学保険があります。対象者は、学研災に加入しており本学が承認した派遣留学に参加する学生となります。

また、外務省海外安全ホームページ掲載の危機情報を受けて、本学の「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航に関する指針について」により、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、危機管理の面から渡航の取り止め、決定の取り消しとなる場合があります。おって、採択され渡航後に、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、直ちに渡航先の国、地域を離れ帰国することとなります。

(5) 科学研究費補助金を獲得している日本学術振興会特別研究員など既に旅費を持っている本学正規学生から、海外学会等参加支援プログラム支援金の申請があった場合は、本支援事業がより多くの学生の海外渡航を促進して、潜在的な留学希望があるが経済的に余裕のない学生の海外渡航（海外学会等参加）を支援するという趣旨に則り、選考を行う際に上記のような旅費を獲得していない留学希望者を優先します。

(6) 海外学会へ参加して研究発表を行う海外派遣で単位取得を伴うものを採択します。

9 本件に関する問合せ先

○学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院

○学生部学生交流課（海外留学）

電子メール isc-kaigai@un.tsukuba.ac.jp